

事務連絡  
令和5年12月26日

建設業者団体の長 殿

国土交通省住宅局  
参事官（建築企画担当）

建築現場における鉄骨製作工場名の表示等の取扱いについて（周知依頼）

今般、「デジタル原則に照らした規制の一括見直しプラン」（令和4年6月3日デジタル臨時行政調査会。以下「一括見直しプラン」という。）及び「デジタル社会の実現に向けた重点計画」（令和4年6月7日閣議決定）において、目視規制等のアナログ規制の見直しについて、集中改革期間（令和4年7月から令和6年6月までの2年間）に、スピード感を持って集中的に取り組むことが求められています。

これを受け、「建築現場における鉄骨製作工場名の表示について」（平成4年建設省住指発第347号）に係る書面掲示について、別添のとおり都道府県等に周知したところです。

貴団体におかれても、会員企業に対して、この旨周知していただきますようお願いいたします。

なお、鉄骨製作工場の関係団体に対しても、この旨周知しておりますことを申し添えます。

以上